

平成 29 年度 10 月 韮崎市農業委員会議事録

1. 開催日時 平成 29 年 10 月 26 日 (木) 13:30~14:00

2. 開催場所 韮崎市役所 別館 201 会議室

3. 出席委員 (29 人)

農業委員

1 番 柳本 進
2 番 中村 正三
3 番 相山 泰
4 番 小澤 豊
5 番 岩村 栄比古
6 番 小川 龍馬
7 番 神谷 昇次
9 番 矢巻 文司
10 番 笹本 武光
11 番 藤巻 正朝
12 番 功刀 福幸
13 番 小野 弘文
15 番 矢崎 貢太郎
16 番 矢崎 清香
17 番 齊藤 一成
18 番 横内 金弥
19 番 新奥 長生

農地利用最適化推進委員

1 番 瀧田 正充
2 番 渡邊 昭夫
3 番 近藤 友文
4 番 横森 一郎
5 番 欠瀬 勝男
6 番 山岸 健司
7 番 嶋津 榮男
8 番 佐藤 安茂
9 番 田邊 幸男
10 番 根岸 喜長
11 番 山本 幸治
12 番 清水 寛文
13 番 漆原 富士夫
14 番 上野 和雄

欠席委員 (2 名)

8 番 守屋 勝弥 (農業委員) 14 番 久保田 一弘 (農業委員)

4. 議事日程

第 1 議事録署名委員の指名

第 2 会議書記の指名

第 3 議案第 1 号	農地法第 3 条の規定による申請の承認について	2 件
議案第 2 号	農地法第 4 条の規定による申請の承認について	1 件
議案第 3 号	農地法第 5 条の規定による申請の承認について	10 件
議案第 4 号	保安林指定に伴う農業委員会の意見書の提出について	1 件
報告第 1 号	農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書について	1 件

5. 農業委員会事務局職員

書記次長 飯野 一伸

書記 (主幹) 梶 喜美子

6. 会議の概要

事務局次長

只今から平成 29 年度 10 月韮崎市農業委員会を開会いたします。はじめに、柳本会長よりあいさつをお願いします。

会 長

(会長あいさつ)

事務局次長

それでは、韮崎市農業委員会会議規則第5条により、本日の議案審議については会長が議長をとめます。議事の進行をお願いします。

議 長

本日、出席委員は19名中17名で、定足数に達しております。

次に、韮崎市農業委員会会議規則第16条第3項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なし)

では、6番 小川委員、7番 神谷委員をお願いいたします。会議書記には事務局職員の飯野氏と柵氏を指名いたします。

なお、韮崎市農業委員会会議規則第12条第2項により農地利用最適化推進委員の出席を許可します。そして、発言についても同会議規則第12条第3項に基づき議長が指名することで発言してください。それでは、概要説明と会務報告を事務局よりお願いします。

事務局次長

それでは概要説明に入らせていただきます。

議案第1号	農地法第3条の規定による申請の承認について	2件	1,427 m ²
議案第2号	農地法第4条の規定による申請の承認について	1件	221 m ²
議案第3号	農地法第5条の規定による申請の承認について	10件	6,114 m ²
議案第4号	保安林指定に伴う農業委員会の意見書の提出 について	1件	753 m ²
報告第1号	農地法第18条第6項の規定による通知書について	1件	939 m ²

次に、会務報告ですが10月10日、山梨県農業会議常設常任議員会議に柳本会長が出席しました。

議 長

ただ今の報告について、何かご発言ございますか。

(発言なし)

以上で概要説明と会務報告を終わります。

それでは、議案第1号「農地法第3条の規定による申請の承認について」を議題に供します。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局

それでは、議案集1ページをご覧ください。今月の農地法第3条の許可申請は、所有権の移転に関するもの2件であります。

受付番号1番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）営農拡大のための所有権移転の申請であります。

受付番号2番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）営農拡大のための所有権移転の申請であります。

各案件は、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可案件の全てを満たすと考えます。

議長

これより質疑に入ります。質問、意見等がございますか。

（質問意見なし）

議長

よろしいですか。それでは採決いたします。議案第1号、受付番号1番から2番について原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長

全員賛成ですので、議案第1号、受付番号1番から2番は原案のとおり承認いたしました。次に、議案第2号「農地法第4条の規定による申請の承認について」を議題に供します。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局

それでは、議案集2ページをご覧ください。今月の農地法第4条の許可申請は1件であります。受付番号1番（土地の所在・申請人についての説明）申請地は葦崎北東小東約400mで個人住宅建設の申請であります

議長

ただいまの事務局の説明に関連して、地区担当委員からの報告になります。受付番号1番について、岩村委員をお願いします。

岩村委員

申請地は、草は刈ってありますが耕作はしてありません。今後の利用価値はありますが、周辺農地への影響もないので許可相当と思います。

議長

これより、質疑に入ります。

（質問、意見なし）

議長

よろしいですか。それでは採決いたします。議案第2号、受付番号1番について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長

全員賛成ですので、議案第2号、受付番号1番については、原案のとおり許可相当として県知事に意見書を送付いたします。

次に、議案第3号「農地法第5条の規定による申請の承認について」を、議題に供します。
事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局

それでは、議案集の3ページをご覧ください。今月の農地法第5条の許可申請は10件です。
受付番号1番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）申請地は葦崎インター南400m
で、倉庫及び資材置場の申請です。

受付番号2番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）申請地は葦崎自動車教習所北西2
00mで月極賃貸駐車場の申請です。

受付番号3番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）申請地は農業共済組合南150m
で個人住宅建設の申請です。

受付番号4番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）申請地は重久公民館北約300m
で太陽光発電施設の申請です。

受付番号5番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）申請地は重久公民館北250mで
太陽光発電施設の申請です。

受付番号6番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）申請地は国道20号穴山橋西40
0mで太陽光発電施設の申請です。

受付番号7番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）申請地は国道20号穴山橋西35
0mで太陽光発電施設の申請です。

受付番号8番（土地の所在・貸人・借人についての説明）申請地は甘利沢川橋北西約450mで
駐車場・資材置場の申請です。

受付番号9番（土地の所在・貸人・借人についての説明）申請地はで個人住宅建設の申請です。

受付番号10番（土地の所在・貸人・借人についての説明）申請地はエコパーク龍岡西450m
で個人住宅建設の申請です。

議 長

ただいまの事務局の説明に関連して、各地区担当委員からご報告をお願いします。
受付番号1番について中村委員をお願いします。

中村委員

申請地は、荒廃地ではありませんが周辺は宅地化しており、周辺農地への影響もないので許可相
当と思います。

議 長

受付番号2番については私の担当になりますので報告いたします。

申請地は耕作されていません。今後農地としての利用は不可能かと思います。周辺は宅地化が進
んでおり、周辺農地への影響もないので許可相当と思います。

議 長

申請番号3番について岩村委員をお願いします。

岩村委員

申請地は耕作されていません。周辺は宅地化されており、周辺農地への影響もないので許可相
当と思います。

議 長

受付番号4番、5番について嶋津委員お願いします。

嶋津委員

受付番号4番・5番ですが、申請地は荒廃しており今後農地としての利用は不可能です。周辺農地への影響もないので許可相当と思います。

議 長

受付番号6番・7番について、矢巻委員お願いします。

矢巻委員

受付番号6番ですが、田ではなく畑として利用したいようですが、現在は荒廃しています。周辺農地への影響もないので許可相当と思います。

受付番号7番ですが、今後の農地としての利用価値はありません。周辺農地への影響もないので許可相当と思います。

議 長

受付番号8番について根岸委員お願いします。

根岸委員

申請地は荒廃しており、今後の耕作地としての利用価値はありません。周辺は太陽光発電施設に囲まれ、獣害の多い所なので資材置場として管理管理できるのであれば、獣害対策になるので許可相当と思います。

議 長

受付番号9番について矢崎委員お願いします。

矢崎委員

申請地は、草が生えており今後の耕作地としての利用価値はありません。周辺農地は宅地化されており、周辺農地への影響もないので許可相当と思います。

議 長

受付番号10番について上野委員お願いします。

上野委員

申請地は、今後耕作地としての利用価値はありません。周辺は宅地化されており周辺農地への影響もないので許可相当と思います。

議 長

これより、質疑に入ります。

(質問、意見なし)

議 長

よろしいですか。それでは採決いたします。議案第3号、受付番号1番から10番について原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので、議案第3号、受付番号1番から10番については原案のとおり許可相当として県知事に意見書を送付いたします。

議 長

次に、議案4号「保安林の指定に伴う農業委員会の意見書の提出について」を、議題に供します。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局

農地法4条・5条の転用については、国・都道府県が行う公共事業についての転用は許可が不要となっております。今回の案件については、申請地の保安林指定についての意見を求められています。

(現地の状況について説明) 穂坂町上今井地区を流れる燕沢については、現在山梨県林務部において治山事業が実施されており、申請地についても谷止工の施工が行われています。周囲の安定のため土砂流失防備保安林に指定を行い治山事業を行う旨の説明を受けております。

議 長

これより、質疑に入ります。

(発言なし)

議 長

よろしいですか。それでは採決いたします。保安林の指定について異議のない旨回答することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので、議案第4号については同意の意見書を提出いたします。

議 長

次に、報告第1号「農地法第18条第6項の規定による通知書について」を事務局より説明をお願いします。

事務局

議案集7ページをご覧ください。農地の賃借権の解除について1件通知されております。

(事務局説明)

議 長

報告第1号については、報告案件のため質疑は省略いたします。
それでは、以上をもちまして平成29年度10月韮崎市農業委員会議案審議を終了いたします。

事務局次長

上野農地利用最適化推進委員長より閉会のあいさつをお願いします。

上野委員長

あいさつ

事務局次長

ありがとうございました。

議事に参与した者の職、氏名

飯野 一伸 書記

梶 喜美子 書記

以上、会議の顛末を記録し、相違ないことを証するため署名する。

署名委員_____

署名委員_____